

平成19年度 第1回

# 大阪府国土利用計画審議会 会議録

日 時：平成20年1月30日（水）

午前10時30分～午前11時35分

場 所：大阪府中央区大手前三丁目1番43号

プリムローズ大阪「鳳凰の間」

平成19年度

第1回 大阪府国土利用計画審議会

と き：平成20年1月30日（水）

午前10時30分～

ところ：プリムローズ大阪2階 「鳳凰の間」

議 題

【審 議 案 件】

第1号議案 大阪府土地利用基本計画の変更について

【報 告 案 件】

国土利用計画（全国計画）—第四次— について

平成19年度 第1回大阪府国土利用計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考	
1	学識経験の者 あ る	井川 勝巳	大阪府農業会議会長	出	会議録署名委員	
2		古川 光和	大阪府森林組合名誉会長	出		
3		河内 幸枝	大阪商工会議所女性会参与	出		
4		前迫 ゆり	大阪産業大学教授	出		
5		多々納 裕一	京都大学教授	出		
6		井野瀬 久美恵	甲南大学教授	出		
7		上野谷 加代子	同志社大学教授	出		
8		綿貫 伸一郎	大阪府立大学教授	欠		
9		小林 潔司	京都大学教授	出		会長
10		岡田 文夫	社団法人大阪府宅地建物取引業協会会長	出		
11		新田 保次	大阪大学教授	出		
12		音田 昌子	ジャーナリスト	出		
13		山田 保夫	社団法人大阪労働者福祉協議会会長	出		
14	府 議 会 議 員	山下 清次	大阪府議会議員（自民）	出	会議録署名委員	
15		上島 一彦	大阪府議会議員（自民）	出		
16		阿部 賞久	大阪府議会議員（自民）	出		
17		上の 和明	大阪府議会議員（民主）	欠		
18		ウルシハラ周義	大阪府議会議員（民主）	出		
19		川岡 栄一	大阪府議会議員（公明）	出		
20		山本 幸男	大阪府議会議員（公明）	出		
21	くち原 亮	大阪府議会議員（共産）	出			
22	市町村長を代表する者	倉田 薫	大阪府市長会会長	欠		
23	大阪市長	平松 邦夫	大阪市長	出	代理:大阪市計画調整局長 北村 英和	

※ 委員23名中 20名出席

平成19年度 第1回大阪府国土利用計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	福田 保	欠	
2	総合計画課長	桶谷 剛史	出	
3	総合計画課参事(土地利用計画・地価調整担当)	長井 順一	出	
4	住宅まちづくり部理事	沢田 吉和	出	
5	住宅まちづくり部市街地整備課長	高村 正則	出	
6	住宅まちづくり部建築指導室審査指導課長	盛尾 久和	※	代理:審査指導課指導調整補佐 板田 昌彦
7	政策企画部企画室課長(広域・事業調整担当)	岡田 茂伸	出	
8	環境農林水産部みどり・都市環境室森林課長	田川 静一	出	
9	河川室ダム砂防課長	河野 敬太郎	出	臨時幹事
10	交通道路室道路整備課長	中根 慎治	出	臨時幹事

※ 代理として任命した臨時幹事が出席

## 目 次

1	開会 .....	1
2	署名委員の指名 .....	2
3	第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について」説明 .....	3
4	第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について」質疑 .....	7
5	報告案件「国土利用計画(全国計画)―第四次― について」 .....	20



## 1 開会

午前10時30分開会

○司会（中田秀則君） それでは大変お待たせしました。定刻となりましたので、ただいまから平成19年度第1回大阪府国土利用計画審議会を開催いたします。私は本日の司会を務めます総合計画課の中田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、委員の皆様にお配りしております資料の御確認をさせていただきたいと存じます。お手元の資料をご覧くださいまして、資料は資料一覧の裏面に、委員配席表、その下に順に、大阪府国土利用計画審議会条例及び規則、そして次第・案件概要並びに委員幹事名簿、続きまして、国土利用計画審議会議案書、大阪府土地利用基本計画の変更について説明資料、林地開発許可案件一覧表〔参考資料1〕、最後になりますけれども、大阪府土地利用基本計画書〔参考資料2〕、以上の7点でございます。漏れている資料等はありませんでしょうか、よろしいでしょうか。

次に、本日は、現委員数23名の方々のうち、19名の委員の御出席をいただいておりますので、大阪府国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。なお、本審議会は公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開会にあたりまして大阪府都市整備部技監の井上からごあいさつを申し上げます。

○都市整備部技監（井上 章君） 皆様おはようございます。御紹介をいただきました都市整備部技監の井上でございます。

平成19年度第1回の大阪府国土利用計画審議会の開催にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ出席を賜りますとともに、日ごろより大阪府の都市整備行政の推進に対しまして御指導、御協力いただいておりますこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、大阪府におきましては、土地利用に関する長期構想でございます大阪府国土利用計画第3次計画を平成13年に策定をするとともに、これを基本として策定しております大阪府土地利用基本計画に基づきまして、適正な土地利用が図られるように努めているところでございます。

本日の審議案件はこの土地利用基本計画の変更でございます。農業地域の縮小が1カ所、森林地域の縮小が8カ所となっております。また現在、国におきましては、国土利用計画の第4次の全国計画の閣議決定に向けた作業が大詰めを迎えております。その状況につきましても、審議案件とあわせて後ほど御報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、御審議のほどよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○司会（中田秀則君） ありがとうございます。それでは、前回の審議会以降、新たに審議会委員に御就任いただきました委員の方々がおられますので、ここで、本日御出席の新委員の皆様を御紹介させていただきます。

まずは、前迫（まえさこ）委員でございます。続きまして、多々納（たたの）委員でございます。続きまして、山田委員でございます。続きまして、山下委員でございます。続きまして、上島委員でございます。続きまして、川岡委員でございます。続きまして、山本委員でございます。続きまして、くち原委員でございます。御紹介の方は以上となります。

それでは、小林会長に議事進行をお願いしたいと思います。小林会長、よろしくお願いいたします。

## 2 署名委員の指名

○会長（小林潔司君） 本審議会の会長を務めております小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、本日も忙しいところ出席賜り



厚く御礼申し上げます。

初めに議事に先立ちまして、本日の会議録の署名委員を決めさせていただきたいと思っております。会議録の署名委員は審議会規則第5条第2項により、会長及び会長が指名する委員となっておりますので、まことにせん越でございますが、私の方から次のお二人の方をお願いしたいと思っております。

まず学識経験者の委員からは上野谷委員に、また府議会議員の委員からは阿部委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

### 3 第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について」説明

それではただいまから議事に入りたいと思っております。このたび、第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更」について本審議会に意見を求める旨の諮問がございました。議案の内容について幹事から説明させます。よろしく願いいたします。

○幹事（長井順一君） 総合計画課参事の長井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日御審議いただきます議案は、お手元の議事次第にもございますように第1号議案といたしまして、「大阪府土地利用基本計画の変更について」でございます。お手元に「議案書」のほかに「大阪府土地利用基本計画の変更について・説明資料」をお配りしております。

議案の説明に入ります前に、「大阪府土地利用基本計画」について御説明いたします。

大阪府域の土地は府民のための限りある資源であり、総合的な見地から判断して、それぞれの区域にふさわしい土地利用を図る必要がございます。そのため、土地利用基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法及び自然環境保全法といった各個別規制法による土地利用に関する諸計画の調整を図るものとして、大阪府の土地利用の基本的な方向を定めるものでございます。

本計画の内容は、府域を「都市地域」、「農業地域」、「森林地域」、「自然公園地域」、「自然保全地域」の五つの地域に区分するとともに、これらの地域が重複する場合の土地利用の調整に関する方針等を示しているものでございます。五地域の指定の考え方について簡単に御説明します。

まず、「都市地域」とは、一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要がある地域でございます。具体的には、都市計画法第5条により、都市計画区域として指定されることが相当な地域でございます。府内におきましては、岬町の一部を除き、43市町村において4都市計画区域が指定されております。

次に、「農業地域」とは、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域でございます。具体的には、農業振興地域の整備に関する法律第6条により、農業振興地域として指定されることが相当な地域でございます。府内におきましては、14市6町1村において農業振興地域が指定されております。

次に、「森林地域」とは、森林として利用すべき土地があり、林業の振興、または森林の有する災害防止、水源涵養等の諸機能の維持増進を図る必要がある地域でございます。具体的には、森林法第2条に規定する国有林の区域、または、同法第5条に規定する地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域でございます。府内におきましては、3市1町1村において国有林が、24市7町1村において地域森林計画の対象となる民有林の区域が指定されております。

次に、「自然公園地域」とは、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域でございます。具体的には、自然公園法第2条に規定する国立公園、国定公園、都道府県立自然公園として指定されることが相当な地域でございます。府内におきましては、明治の森箕面国定公園、金剛生駒紀泉国定公園及び大阪府立北摂自然公園の3カ所が指定されております。

最後に、「自然保全地域」でございますが、これは良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域でございます。具体的には、自然環境保全法による自然環境保全地域、または都道府県条例による都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域でございます。府内におきましては、大阪府

自然環境保全条例に基づき、高槻市の本山寺地域ほか、4地域を指定しております。

現在のそれぞれの指定状況は、都市地域がおおむね18万9,600ヘクタールであるほか、それぞれ画面表示のとおりとなっております。また、府域のほぼ全域を占める都市地域に、農業地域・森林地域などほかの地域が重なって指定されている状況です。

それでは、第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更」の内容を御説明いたします。本日、御審議いただきます案件は、茨木市の農業地域の縮小及び8市の森林地域の縮小に係る計画図の変更でございます。説明資料の2ページ、3ページが変更箇所の概要となっており、整理番号の1から9までございます。

まず、農業地域の縮小にかかる地区につきまして御説明いたします。議案書の4ページ、説明資料の5ページの整理番号1でございます。

茨木市南西部の主要地方道大阪高槻京都線北側の真砂・玉島台地区におきまして、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の見通しが明らかになったことから、総合的な農業の振興を図る必要がなくなったため、農業地域を8ヘクタール縮小するものでございます。

次に、森林地域の縮小にかかる8地区について御説明いたします。

森林地域の縮小についてでございますが、森林地域については、林地開発の行為の完了を確認したもので、開発された土地が既に他の用途に土地利用転換され、現況が森林の要件を備えていないことが明らかであるため、森林地域の縮小を行うものです。今回、森林地域を縮小する地域につきましては、今後、大阪府森林審議会での審議を経た上で、森林法に基づく地域森林計画対象民有林の縮小が行われる予定でございます。

議案書の5ページ、説明資料の6ページの整理番号2でございますが、箕面市の下止々呂美（しもとどろみ）地区におきまして国道423号整備にかかる法面等の道路用地の造成が行われ、昨年8月に工事の完了を確認し、その区域が確定したことから、森林地域を6ヘクタール縮小するものでございます。

議案書の5ページ、説明資料の7ページの整理番号3でございますが、池田市の

中河原町地区におきまして墓地用地の造成が行われ、昨年3月に工事の完了を確認し、その区域が確定したことから森林地域を7ヘクタール縮小するものでございます。

議案書の6ページ、説明資料の8ページの整理番号4でございますが、茨木市の生保（しょうぼ）地区におきまして安成川ダム建設による代替地である住宅地及び農地の造成が行われ、昨年9月に工事の完了を確認し、その区域が確定したことから森林地域を4ヘクタール縮小するものでございます。

議案書の6ページ、説明資料の9ページの整理番号5でございますが、高槻市の奈佐原地区におきまして事業場用地の造成が行われ、昨年3月に工事の完了を確認し、その区域が確定したことから森林地域を4ヘクタール縮小するものでございます。

議案書の7ページ、説明資料の10ページの整理番号6でございますが、四條畷市の下田原地区におきまして墓地用地の造成が行われ、昨年3月に工事の完了を確認し、その区域が確定したことから森林地域を12ヘクタール縮小するものでございます。

議案書の8ページ、説明資料の11ページの整理番号7でございますが、和泉市の国分町地区におきまして資材置場用地の造成が行われ、昨年1月に工事の完了を確認し、その区域が確定したことから森林地域を2ヘクタール縮小するものでございます。

議案書の9ページ、説明資料の12ページの整理番号8でございますが、貝塚市の馬場地区におきまして農地造成が行われ、昨年3月に工事の完了を確認し、その区域が確定したことから、森林地域を2ヘクタール縮小するものでございます。

議案書の10ページ、説明資料の13ページから15ページの整理番号9でございますが、阪南市の箱作地区におきまして第二阪和国道の整備に係る道路用地の造成が行われ、昨年10月に工事の完了を確認し、その区域が確定したことから、阪南スカイタウンより大阪市側の森林地域を21ヘクタール、和歌山側の森林地域を7ヘクタール、合計28ヘクタールの森林地域を縮小するものでございます。

これらの変更によりまして、説明資料の1ページの総括表のとおり、農業地域は3万2千561ヘクタールから8ヘクタール減少し、3万2千553ヘクタールに、森林地域は5万6千477ヘクタールから65ヘクタール減少し、5万6千412ヘクタールとなります。

なお、御説明いたしました変更案件につきましては、説明資料の16ページのとおり、関係各市及び関係省庁とも調整済でございます。

議案の説明は以上でございます。

また、次回以降の森林地域の変更に関連するものとして、お手元に、参考資料として林地開発許可一覧表をお配りしております。その位置を画面で示しております。これは森林法に基づき、林地開発許可などを受けて行われている開発行為で、縮小する森林面積が5ヘクタール以上で、今後、おおむね3年間のうちに完了し、森林地域から除外が見込まれる地区の一覧表でございます。

その地区といたしましては、茨木市桑原（くわのはら）地区、茨木市福井地区、堺市別所地区、熊取町久保地区、泉南市幡代（はたしろ）地区の計5カ所で、住宅用地、道路用地等のための造成によるものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

#### 4 第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について」質疑

○会長（小林潔司君） ただいまの説明につきまして御意見、御質問はございませんでしょうか。

○くち原委員 私自身、この国土利用計画審議会の委員として初めてなんですけれども、この審議会で提案をされている議案、土地利用計画、土地利用基本計画を変更するということで、農業地域や森林地域を縮小すると提案がされているんですけれども、そのいずれもが既に農業地域でなくなっているとか、あるいは森林地域ではなくなっている。だから、変更するんだと、認めてくださいという、こういうものになっているんですけれども。いわゆる事後承認ともとれるような議案ということなんです。後ほど、それぞれ提案されている変更地域については、何点かにわたって意見を述べさせていただきたいと思うんですが、こうした私どもが述べさせていただいた意見が、今後、どのように反映されるのか、取り扱いになるのか、そういう点をまずお尋ねしたいと

思うんですが。

**○幹事（長井順一君）** まず、土地利用基本計画でございますけれども、これは森林法等の個別の土地利用規制法と相まって、適切かつ合理的な土地利用を図るためのものがございます。個別の開発につきましては、森林地域でございますら、森林法に基づいて処理をされるというものでございます。具体的な森林法の手続きでございますけれども、開発について森林法に基づく技術的基準というものがございまして、これを適用して、工事完了になるまでに調整池等が適切につくられるように森林区域は解除せずに、開発行為が完了した後に、森林法に基づきます地域森林計画対象の森林区域を解除するというものでございます。土地利用基本計画との関係でございますが、土地利用基本計画と、この個別規制法である森林法等の地域区分は、かい離しないように運用することということになってございますので、森林法に基づく開発行為の完了を確認した後、工事の後でございますけれども、地域森林計画対象の森林区域の指定解除に先立ちまして、本審議会にお諮りして、土地利用基本計画の変更をするということでございます。

それでは、今、御質問ございましたように、何を審議をするのかと、工事が終わっているのということでございますが。本審議会におきましては、個別の開発行為に対する適否自体の判断をしていただくのではございませんで、都市的な土地利用、農業的な土地利用、森林的な土地利用など、大阪府全体の土地利用を総合的な観点から見て、今後の土地利用に係る方向性などにつきまして、委員の皆様の専門的幅広い御見識から御意見を頂戴できるよう御審議をお願いしたいということでございます。いただいた御意見につきましては、各個別規制法の担当課も幹事として出席しておりますので、さまざまな施策展開への貴重な御意見としても承りたく思っております。

**○くち原委員** 今、今後の土地利用にかかる方向性というお話をいただきました。現在、先ほどの冒頭のごあいさつでもあったように、府の国土利用計画第3次の期間中であります。この第3次計画は2010年までの計画になっているわけですが、今年、2008年ですから再来年にこの第3次計画の最終年度となるわけなんですけれども、それ以降、第4次計画ですね、2011年度以降。こうした計画については、今後どのようなスケジュールで策定されていくことになるのか、来年あるいは再来年もこうした審議会で計画案なる

ものが示されて、そこでの審議を踏まえて確定したものになっていくのか、こういうことになるのかをちょっと教えていただきたいんですけど。

○幹事（長井順一君） 今、第3次の大阪府の国土利用計画が、今、平成22年までということでございまして、第4次につきましてはその後ということでございます。今日この後、報告事項でも全国計画につきまして策定状況について御説明する予定でございます。大阪府といたしましては、国の全国計画が今年度中に閣議決定される予定ということでございますので、来年度から本審議会でも部会等をつくっていただきまして、審議をお願いしたいと思っております。国土利用計画につきましては、この国土利用計画審議会の意見、それから市町村の意見を聞いて策定するということになってございます。以上でございます。

○くち原委員 どうもありがとうございます。私も昨日、国土利用計画第3次、倉庫の中からわざわざ探し出していただいて申しわけなかったんですが、それも拝見させていただくと、この計画の中では森林が1千ヘクタール減少をする、農地も同じく1千ヘクタール減少をすると、こうした数値が示された内容でございます。この間の土地利用区分別の面積の推移を見ましても、森林面積は毎年のように減り続けて、地域区分でいうところの農業地域、その中の農用地ですね。いわゆる純粋な田畑の面積と、こういうものも、いただいた資料10年間で見ますと2千658ヘクタールと、このように減っています。

今、現在、地球温暖化や環境問題というものも世界的な大きな課題、問題になっているんですが、こうした点では、もちろん国際的な、そしていろんな手法を取り上げての取り組みが求められているんですけども、残念ながら日本では、このようにCO<sub>2</sub>削減についても目標のパーセント削減とかが逆に6%以上ふえているという、こういう現状なんです。このような環境を守っていくという点でも、国としても、そして地方としても、できる限りの取り組みをして行かなければならんというふうに思っています。

そういった点で、森林はCO<sub>2</sub>の削減や、あるいは環境面でも、さらには住民の安全を守るという、こうした点でも大きな役割を果たすものでありますし、農業、農地の問題でも食料自給率の向上というのは、とても重要な課題だというふうに思っています。

います。そういった点で、大阪府においてもできる限りのこうした育成に努めていくことが、求められていくというふうに思っているわけで、ぜひ、今後の第4次計画の策定に当たっては、森林や農地をしっかりと守り育成していくという、こうした方向での策定に当たっていただくよう、ぜひお願いもしていきたいというふうに思うんですが、この点は、要望しておきたいんですが。

そこで、具体の今回提案されている事案についてお尋ねをしたいんですけども、まず、整理番号5番の高槻の森林地域の変更ですね。この土地はもともと森林だったところに建設業者などが無許可で森林を伐採して、土砂を捨てていたと。そして、その業者が大阪府の告発によって逮捕されたという。こういう一昨年の事件、新聞報道にもされておったものでありますけれども、今回提案されているこの変更地域は、こうした記事で紹介されている場所に相違ないかどうかの確認をまずさせていただきたいんですが。

○会長（小林潔司君） 前段の方は御意見というふうに承っておきますので、後半の部分について御説明お願いできますか。

○幹事（長井順一君） 資料整理番号5番の高槻森林地域というところでございますけれども、これにつきましては、委員御指摘のとおり、昨年新聞に出ております森林法無許可で土砂を搬入したというところでございます。

○くち原委員 ありがとうございます。今確認をさせていただいたこの高槻の土地。この土地は、私どもも地元などに確認をしたところ、高槻市としてもいろいろと元に戻すようにも指導したが応じずに、何度かのやりとりをした結果、がけ崩れをしないように整備すると。こういう計画を出させた上でしぶしぶ認めた。今後、こうした造成した土地が何に使われるのか、利用されるのかも明確になっていないというか、こういうものであります。今回、無許可の伐採、土砂の違法搬入という、こうした違法行為によって結果として森林が失われて今回の地域変更ということになったものでありますけれども、この点で、大阪府には全く責任はないものでありますし、大阪府は告発もして頑張っていたので、その点はよしとするものでありますけれども、このような形での用地変更というのは残念な結果だということで、容認しがたいというふうに思っています。



また整理番号の2については、これは先ほどの御説明にもありました箕面グリーンロードの関係ですね。インターチェンジ、アクセス道路の変更ということでもありますけれども。

この箕面の開発の問題、水と緑の健康都市。これは箕面の山を削ってトンネルを掘って開発を進める、こういう事業でありました。開発を進めた土地がすべて売却できたとしても、残念ながら750億円もの大赤字。しかもこの開発によって、箕面の滝の水が大幅に減ってしまって、今ではポンプで水を吸い上げていると。そのポンプの電気代だけで毎年3千万円というのが、こういうものであります。この間、地元では川が枯れて地下の水位が50メートルも下がってしまうというような、こうした新たな事態も報告をされているものであります。まさに、無駄遣いと環境破壊の展示場ということになってしまっているのが、このような開発ではないかというふうに我々思っております。今回、森林から道路に変更になる議案として提案されているその問題につきましても、グリーンロードについても、全体事業を開かないという状況で、そのうち大阪府が290億円を負担して、残りの500億円を通行料などで賄っていくという、こういうものであります。その500億円の確保ができなければ、これまた大阪がさらに持ち出しをしていかなければならんという、こうした事態にもなっていくようなものであります。

今回提案されている事案で、貝塚市における農地への変更などは、これは我々も賛成するものでありますけれども、この箕面の開発のような税金のむだ遣い、環境破壊の開発による森林地域の減少、地域区分の変更というものについては、こちらの方としては認めるわけにはいかないという、こういう立場でありますので、今回、提案されている事案については、反対をさせていただくということを御報告いただきたいと思います。

今後の方向としては、ぜひ開発推進ではなくて、農地や森林をしっかりと守っていくという、こういう方向での転換が必要だということを述べさせていただいて、私の方の意見と態度の表明とさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○会長（小林潔司君） 御意見として承っておきますが。

一つその、違法行為の話がありましたので、ここのところ、ちょっと状況をはっきり

させておきたいと思いますので、事務局、その点について何か補足説明ございましたら、よろしく願いいたします。

○幹事（長井順一君） それでは、森林地域の縮小にかかる手続きにつきまして御説明をさせていただきます。

前の画面でございますけれども、こちらの左側のところが森林法によります手続きでございます。右のこの緑のところが国土利用計画法に伴います手続きでございます。森林法の手続きでございますが、通常はこの右側のフローでございまして、工事を始めるまでに許可があるということでございます。今回、許可を得ずにということでございまして、今回は、この左側のこちらのフローでございます。是正計画というものが出てきてございますので、この流れにつきまして御説明をいたします。

森林法におきましては、地域森林計画の対象となっております民有林について、開発行為をするというときには大阪府知事の許可を受けなければならないということでございます。これが右側でございます。この際、技術的な審査がございます。災害の防止機能、それから水害防止機能、水源涵養機能、環境保全機能、こういう技術的要件を審査した上で許可が出るということでございます。その後は造成工事をして、工事の完了届けが出てまいりまして、それに基づきまして、現地が計画どおり完了しているかどうかという完了確認を行うという流れになっております。

今の高槻の案件でございますけれども、これにつきましては、当初許可を得ずに造成工事を開始したということでございますが、大阪府が是正指導をいたしまして、この是正指導に従いまして、是正計画書というものが許可申請書に代わるものとして提出されました。その際にも、ここに書いてございます技術的審査でございますけれども、災害防止機能、水害防止機能、水源涵養機能、環境保全機能といった技術的審査を経た上で是正工事を行ったというところでございます。完了届けが出てまいりまして、それで、この計画どおり工事が完了しているかどうかを、昨年3月に工事の完了を確認したということでございます。

確かに森林法の許可を受けていないということでございますが、結果といたしまして、森林法の手続きの中で、許可と同等の安全性等を満たす工事の完了を確認いたし

まして、現に森林としての機能がないということから、森林審議会に諮りまして地域森林計画を変更するのに先立ちまして、本日、土地利用基本計画の変更を本審議会にお諮りをしているということをごさいます、この土地利用基本計画の変更ということにつきましては適正な行為でございます。以上でございます。

○会長（小林潔司君） そのほか、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○上島委員 国土利用計画の変更の件ですから、別にその、滝の水が枯れたとかそういうことはこの場では論じるべきことではないのですが、これ議事録に残りますので、はっきりやっぱりしておかないといけないんですが、箕面の議案の2番の件ですね。箕面森林地域について、これは国土利用計画の変更に基づく部分ですが、滝の水が枯れた云々というのは、当初、湧水、トンネルを通すことによって湧水が出ると。それは計画に基づいて返還をしているわけですね。滝の水の量が減るといのは、湧水の量もある程度で止まっていますし、滝の水が減るといのは全く関係ないですね、この湧水とは。この降雨量と比例して滝の水がふえたり減ったりするわけであって、そのことは私ら地元ですから十分確認しておりますので、この辺、議事録に残る内容なんで、その辺きちっと説明するなり、このままで聞いて黙っておってはいかんと思いますので、きちっとした説明をしていただけますか。

○会長（小林潔司君） 御質問ということでよろしゅうございますか。

○上島委員 質問ですわ。ちゃんと返事してもらわないと。

○幹事（中根慎治君） 道路整備課長をしております中根でございます。

今、上島先生から箕面トンネルにおけます箕面滝へ影響というようなところ、あるいは河川への影響ということで説明しろということの御要請でございますので、御説明をさせていただきますと思います。

箕面トンネルにつきましては、都市計画は平成7年になっておりますけれども、山岳トンネルを施工する場合、湧水の発生というものは通常予測をされる事態でございます、私どもとしましても現地の着手前から詳細の調査を行ってきたところでございます。そして、その湧水の量を予測いたしまして、その返還を行うということでございます。

まして、現在もその6カ所について湧水の返還を行っております。

そして、その結果といたしましての影響でございますけれども、河川流量でございますが、箕面川のトンネルと交差をいたしますところで、事業着手前の平成3年には年平均1分当たり4.4立米、立方メートルの流量がございまして、平成18年の結果をやりますと、平成18年度平均1分当たり4.9立米ということで、実体的には変わっておらないということでございます。ただ、この間に関しましては、河川流量、あるいは湧水、地下水、そういったものにつきましては降雨に影響をいたしますので、日々変動いたします数値でございますので、私どもも引き続きその調査を継続しておるということでございます。以上でございます。

○会長（小林潔司君） そのほか、御意見、御質問ございませんでしょうか。

○上野谷委員 長く委員をさせていただいております、上野谷（うえのや）ですが。この種の委員会、審議会、座り心地が悪うございまして、参りましたら一言はお話をして帰ろうと心新たにしていることでございます。

一つの素朴な質問とお願いでございます。

素朴な質問といいますのは、今、高槻の事案が出ましたような事柄が、まずないとは思いますが、新しい知事さんのもと張り切っておりますから、ないと思えますけど、そういうことが起こりました場合に、同じような計画変更するのでしょうか。それとも、ブラジル、非常に貧しい国でございますけれども、環境問題、非常に取り組んでおられるクリチーバ市などにおかれましては、切りますと植えさせるというぐらいの非常に強い行政指導をしておるような都市もございまして、そういうふうにおやりになるのかの決意を一つお聞きしたいと思えます。

それと、もう一つの運営に関するお願いでございますが、私ども学識経験のある者という非常に、本当にくすぐったい学識経験でございますが、その場合、やっぱり知らないこと多くございますので、議員の先生方もみんな裏で知ってはるし、関係課は、原課はみんな知っている。知らないのは私だけかもしれませんけれども、これ非常に座り心地悪うございまして、可能な限り、Aという考え方、Bという考え方、Cという考え方いろいろあって、ここで勉強させていただき、大阪府を支えたいと思っております。

から。審議会の意図はもうわかったつもりですから、賛成いたします、今回の議案は。しかしやっぱり、ちょっと材料出していただかないと。やはりいつの審議会で決まって、50年後100年後の子供たちに責任を持つという意味からしますと、ちょっと何か残念と言いましょか。何か来て、お昼おいしいに食べられへんなというような感じがいたしますので、今後、後ろにおられる方からの材料ですね、気持ちよく合意できる材料は出していただきたい。今回の議案はこれで結構でございます。

○会長（小林潔司君） 全般的に御意見だと思いますが、何か事務局の方で補足される、もしもございましたら。

○幹事（田川静一君） 森林課長の田川でございます。

先ほどの高槻の是正工事のお話でしたが。これは、私どもの方も少し時間かかりましたけれども、体を張って森林の違法行為を是正させて完了まで持ち込んだということは、ひとつ御理解をいただきたいというふうには思っております。

我々としては、森林の保全というものは、やはり第一の命題に考えておきまして、非常に公益性の高い森林については保安林という制度がございまして、こういったものに誘導していっていると。それから、一般に森林法での許可の申請があれば受けざるを得ない。また、こういう違法行為があった場合でも、その土地のそれぞれの利用目的というのがございますので、すべからく、その植栽を全部せいというふうには義務づけるといのはなかなか難しい面がございます。

しかしながら、その森林を守っていくと。今、5万6千ヘクタール弱あるわけでございますけれども、こういう森林を守っていくために、私どもの方では森づくり推進ガイドラインというものをつくりまして、府民協働で森づくりを進めていくと。その中では、企業さんにも御参加いただくようなアダプトフォレスト制度というような、そういう府民みんなで森を守っていく。そういうことによって、そういう開発の違法な監視の目も、こういうふうにもみんなで見ていってもらおうというような形で、今後とも、その森林の保全に努めてまいりたいというふうには考えております。

○会長（小林潔司君） 上野谷委員から決意のほどをお聞きしたいということでしたが、今、そういうことを表明していただきました。よろしゅうございますか。そのほか、

御意見、御質問。

○前迫委員 初めて出席をさせていただきます。今、いろんな御質問、そして今、上野谷委員からもお話を伺って、私も同感の思いを持っております。私自身、森林関係の研究をしておりますので、これから挙がってくるのが毎年、毎年、森林伐採と農地がなくなるということばかりだと、ちょっと気が重いなというふうに考えておりますが。

単純な質問を一つか二つです。箕面の方の滝の枯渇ということは、非常に気になるんですけども、道路が通ったことによってそういう状態が起こっているということで、河川流量自体は変わらないということだったんですけども。その森林伐採についての影響を、ここの話ではないかもしれないんですけども、データを取っていくといえますか、そういうシミュレーション的なこと、ここの審議会とは関係ないかもしれませんが、それについては、これからそういう調査をされるのかなということをお聞きさせていただきたいのと。

あと、森林伐採がどこもそうですが、質的なことが材料としてないので、そのスギ・ヒノキ林的なものがなくなっていったのか、二次林的なものなのか。あるいは照葉樹林というか、大阪府も多少そういうものが残っておりますので、質的にはどういった森林が消失したのだろうというところが少し気になるので、教えていただければと思います。以上です。

○幹事（中根慎治君） 道路整備課長でございます。

先ほどの全般いろんな、この区域だけじゃなくてということでございます。トンネルは非常に5キロメートルを超えるような長い部分でございますので、その全線にわたって流域という形の中で予測されるというポイントを定めまして、現在も46カ所ほど流量等の調査を行っているところでございます。また、その中で開発のこともやっておりますし、また希少種、そういった生物への影響といったものも調査を継続しておるところでございます。

また、現在でも工事は既に完了して供用はしておりますけれども、学識経験者の方々のお声もお伺いしながら、現地を歩いたというようなこともさせていただいております。

○会長（小林潔司君） ほかいかがでしょうか、よろしゅうございましょうか。

○前迫委員 森林の質について。

○幹事（田川静一君） 詳細の資料は手元にちょっと持っておりませんが、箕面地域は、やっぱりクヌギ、コナラ、昔からある薪炭林として育てられてきた林が主体でございまして、延長が結構ございますので、最近是非常に竹も侵入してきていたりしているという状況もございます。ですから、許可の対象になった森林につきましては、基本的にはクヌギ林のような広葉樹林、またその一部に人工林の植栽もされていると思いますし、場合によっては竹林がその中へ侵入をしてきているという状況もあるかと思えます。ただ、先ほど道路の方からの答えがありましたように、希少な植物がおるとか、そういった状況ではなくて、ごく一般的にと、里山的な森林の状況であったというふうに思っております。

ただ、その人工林が何ぼとか、広葉樹が何ぼというのは、ちょっと詳細のデータは、今、手元にはございませんので、大体、そういうような森林の現況だろうということでございます。

○前迫委員 全部について聞かせていただくのは難しいですか。今、箕面については、そういうところであったということで、ほかのものについて、全部森林がなくなったという御報告は、今、いただいたんですが、どういう森林がなくなったかという、もう一言だけでいいんですけど。どういう種類のものがなくなったのかという。スギ・ヒノキ林として人工林として運用されていたところがなくなったのか、あるいは二次林的なものがなくなったのか、どういう森林がなくなったかということを少しお聞かせいただければと思います。

○幹事（田川静一君） 大阪は、北摂から南の泉州の方まで、非常に森林の現況が異なっております。北摂の方ですと、今、言いましたようにクヌギ、コナラとか。また一方では、それを伐採をして人工林、スギ・ヒノキにしてきた。そういう意味では、割とまだ若齢級の人工林が多い状況でございます。また、一方では竹林の整備を、昔、タケノコを取っておったということがあって竹林があったわけですが、これが放置をされてきているという状況がございます。

それから生駒地域でございますと、その森林の状況がクヌギ、コナラ、いわゆる照葉樹林が主体の森林の状況でございます。

それから南河内に参りますと、これは吉野に隣接する河内林業という林業地帯。従前から林業地帯でございますので、非常に成熟したスギ・ヒノキ、人工林が主体ということになっております。これが和泉市、貝塚、泉佐野ぐらまで続いておまして、あと、それから南の方へ泉南から南へ参りますと、マツが主体のマツ山であったと。ところが、そのマツが松くい虫等で枯れておまして、現在はウバメガシとか、それからクヌギ等、そういったものが植栽されておる。

そういう中でいわゆる点的、または線的な開発でございますので、そういった、個々にということでしたら、また資料は準備いたしますけれども、そういった中での例えば、放置された竹林、放置されている人工林という、その非常に優秀なところというのは、なかなか所有者の方も森林として維持されていると。やはり、その放置をされるということは、いわゆるその価値をなくされた、意欲をなくされたというようなことで、開発との調整の中でゆだねられているというようなところがございまして。ですから、そういったところは、いわゆる里山、人の近いところの開発行為が多い。

すぐれた人工林でございますとか、広葉樹につきましては、私どもの方でも自然環境保全地域とか自然公園、そういったようないろんな地域指定で保全をしているという手法をとっておりますし、森林そのものとして循環利用していく協定も守っておりますので、それ以外のところで、そういう都市計画上といいますか、やむを得ず道路等で転用されているということが実態ではないかというふうに考えております。

○会長（小林潔司君） そのほか、どうですか。

○井野瀬委員 皆様のお話を聞いておまして、それから参考資料1につけられております、今後、こちらに挙がってくるであろう案件のことを少し危惧して、一つだけお願いしておきたいことがございます。

参考資料の1を見ますと、要するに森林が減っていくということの行為の目的というところに、この1枚もので配られている資料ですけれども。私も皆様もびっくりされたかと思いますが、今、またゴルフ場造成というのがございます。先ほどから出ている



御意見は、やはり、その時代対応的にどういうふうに関りある国土を使っていくかということ、皆さんお知恵を絞られているように思うんですけども、こういうものが出てきたら、一瞬ぎくっとしてしまふ部分があるんです。ですから変更の、あるいは変更を許可したときのプロセスといいますか、結果だけではなくて、そのプロセスのようなもの、今、出ている委員からの御質問なんかも、どんな森が減ったのかということも含めて、中身、そのプロセスに対する関心といいますか、そこが知りたいというところから出ているように思います。つまり素材を出せというふうに関り上野谷委員はおっしゃいましたけれども、その変更、許可、変更並びにその許可をしたその合法性を、どんなプロセスでという、その部分を少し御説明のときに語っていただくということは、次回からお願いできないでしょうかということです。

特に、今回も高槻のちょっといわくつきのといいますか、法律にかかわったものであるとか、これは大阪府さんがすごく苦勞されたということはわかりますし。それから、やはり言いました、お墓がふえるというのは時代かなというふうに関り、先ほどから見て、墓地というのはなるほどと思ったんですけども。何かそういうものがわかりにくいものについては、少しプロセス、素材を出していただくと非常にありがたいなと思います。お願いですが、よろしくお願いいたします。

○会長（小林潔司君） 貴重な御意見どうもありがとうございます。ほかいかがでしょうか、よろしゅうございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（小林潔司君） それでは御意見、御質問がないようでございますので、表決に入りたいと思います。本議案を原案どおり答申することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○会長（小林潔司君） 本議案につきましては、御異議がございますので、採決したいと思ひます。本議案に賛成の方は挙手願ひます。

（挙手多数）

○会長（小林潔司君） ありがとうございます。

挙手多数であります。したがいまして、本議案につきましては原案どおり答申することといたします。本日、御審議いただきました議案につきましては、直ちに必要な手続を進めさせていただきます。

## 5 報告案件「国土利用計画(全国計画)—第四次— について」

引き続きまして事務局から報告がございますので、よろしく願いいたします。

○幹事（長井順一君） 引き続きまして、現在、国において国土利用計画全国計画の改定に向けた検討が進められておりますので、その状況について報告させていただきます。

昨年の本審議会でも、国の動きとして報告させていただきましたが、平成17年7月に国土計画関連法が改正・公布されております。その内容といたしましては、「全国総合開発計画」が全国計画と広域地方計画からなる「国土形成計画」となり、これまでの量的拡大「開発」基調の計画から成熟社会型の計画とすることになりました。

また、「国土利用計画」（全国計画）は「国土形成計画」（全国計画）と一体として策定されることになりました。

国土交通省では、平成17年9月に諮問機関である国土審議会に「計画部会」を設置し、国土利用計画及び国土形成計画の全国計画の案に関する調査審議を開始しました。その後、平成18年11月に中間とりまとめを行い、昨年12月に国土利用計画（全国計画）の計画部会案が国土審議会でも報告されました。今後、国土審議会の諮問・答申を経て、平成19年度内に閣議決定を行い、計画の改定を行う予定と聞いております。

それでは、国土審議会計画部会の「国土利用計画（全国計画）に関する報告」の概要について御説明させていただきます。

まず、国土利用上の課題として、人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展の中で、全体としては市街化圧力が弱まり、市街地の人口密度の低下が進むことが見通される

ものの、地域によっては土地の収益性や利便性に対応した新たな集積も見込まれることから、引き続き、土地需要の調整、効率的利用の観点から国土の有効利用を図る必要があるとしております。

また、近年の災害の増加や被害の甚大化の傾向から「国土の安全性」に対する要請の高まり、地球温暖化の進行や資源制約への対処から「循環と共生を重視した国土利用」に対する要請の高まり、良好なまちなみ景観の形成や自然とのふれあいなど「美しくゆとりある国土利用」に対する要請の高まり、などの国民的要請にこたえるため、国土利用の質的向上を図っていくことが重要であるとしています。

これに加えて、土地利用の相互の関係性の深まりや多様な主体のかかわりの増大などを踏まえ、国土利用の総合的なマネジメントを能動的に進めることが必要であるとしています。これらの取組みにより、よりよい状態で国土を次世代へ引き継ぐこと、すなわち「持続可能な国土管理」を行うことが重要であるとしています。

このうち、国土利用の質的向上に関する考え方として、国土利用の質的側面をめぐる状況の変化を踏まえ、「安全で安心できる国土利用」の観点からは「減災」の考え方を、「循環と共生を重視した国土利用」の観点からは「自然の保全・再生・創出」の考え方を、「美しくゆとりある国土利用」の観点からは「人と自然の営みの調和」の考え方を掲げております。

続いて、「都市」「農山漁村」「自然維持地域」といった「地域類型別の国土利用の基本方向」を示しています。

「都市」については、人口減少等による市街化圧力の低下を環境負荷の少ない豊かで暮らしやすい都市形成の好機ととらえ、省CO<sub>2</sub>型の都市構造や集約型都市構造などを視野に入れていく必要があるとしています。さらに、災害に強い都市構造、環境負荷の少ない都市、美しくゆとりある環境の形成を図ることとしています。

「農山漁村」については、優良農用地及び森林を確保するとともに、地域住民を含む多様な主体の参画等により、国土資源の適切な管理を図ることとしています。

「自然維持地域」については、高い価値を有する原生的な自然地域や、すぐれた自然

の風景地などを適正に保全するとともに、自然とのふれあいの場としての利用を図ることとしています。

また、地域類型別の国土利用に当たっては、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要であるとしています。

さらに、これらの国土の利用に関する事項を達成するための必要な措置として、国や都道府県、市町村による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により国土の適切な管理に参画していく「国土の国民的経営」の取組みを推進することとしています。

以上、国土利用計画（全国計画）の概要について御説明いたしましたが、全国計画につきましては、国土形成計画と同時に今年度内に閣議決定されると聞いております。また、国土形成計画の広域地方計画については、全国計画策定からおおむね1年後に計画決定される予定と聞いております。これらの計画を受けまして、大阪府国土利用計画の改定について検討してまいりたいと考えております。

このため、土地利用に関する情報整理・基礎資料の作成を行っているところでございますが、今後、計画の策定に当たりましては、国や市町村との協議・調整はもとより、本年から、本審議会での幅広い意見を聴きながら、具体的な内容について検討してまいりたいと思っております。その際は御協力のほど、よろしく願いいたします。

報告事項については、以上です。

○会長（小林潔司君） 以上の説明について、何か御意見等ございますでしょうか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（小林潔司君） それでは、これをもちまして平成19年度第1回大阪府国土利用計画審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様には議事の進行に御協力いただきましてありがとうございました。